

# 法務省に対し特別処分記録リストの公表を求める要望書

2021年（令和3年）12月17日

日本弁護士連合会

## 第1 要望の趣旨

当連合会は、法務省に対し、刑事参考記録一覧と同様に、特別処分記録として保存している刑事事件の罪名や確定年、保存庁等を記載したリストを作成し、公表することを要望する。

## 第2 要望の理由

### 1 幅広い記録が刑事参考記録として指定されるべきこと

刑事確定訴訟記録は、公的記録として、後日、人々に有意義な示唆を与える可能性があるところ、そのような意義がある刑事確定訴訟記録は、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）に規定する「国民共有の知的資源」（第1条）というべきものである。

よって、刑事確定訴訟記録の中でも「歴史資料として重要な公文書」（同法第2条第6項）に該当するものについては、永久保存とされるべきであり、そのための法改正等がなされるべきであることは、当連合会「刑事確定訴訟記録の保管、保存及び閲覧等に関する法改正及び運用改善に関する意見書」（2020年9月10日）で既に述べているところである。しかしながら、法改正等がいまだ進んでいないことからすれば、これとは別に、法改正等までの間において適切な保管がなされるよう、暫定的な方策が採られなければならない。

この点、現行の刑事確定訴訟記録法（昭和62年法律第64号）第9条第1項は、「法務大臣は、保管記録又は再審保存記録について、刑事法制及びその運用並びに犯罪に関する調査研究の重要な参考資料であると思料するときは、その保管期間又は保存期間の満了後、これを刑事参考記録として保存するものとする。」と規定している。そこで、法改正等がなされるまでの当面の間は、「歴史資料として重要な公文書」といえるものを幅広く「刑事法制及びその運用並びに犯罪に関する調査研究の重要な参考資料」、すなわち刑事参考記録に指定することが重要となる。

ここで、保管期間又は保存期間を過ぎた記録のうち、現存するのは、刑事参考記録か、法務省において刑事確定訴訟記録等の管理に関する事

務の取扱手続を規定する記録事務規程第11条（再審保存記録については、同第12条による準用）に基づき保管検察官が特別に保存をする処分をした記録である特別処分記録のどちらかである。

しかし、現在、刑事参考記録となる有力候補たる特別処分記録について、どのような事件の記録が存在するのかが不明であり、「歴史資料として重要な公文書」を幅広く刑事参考記録として指定する上での障害となっている。

以下、具体的に説明する。

## 2 刑事参考記録についての諸規定と法務省の対応改善

上記の記録事務規程第18条第1項は、「検察庁の長（区検察庁にあっては、検事正。以下この章から第5章までにおいて同じ。）は、保管記録又は再審保存記録について、刑事参考記録として保存することが適当であると思料するときは、法務大臣に対し、刑事参考記録等指定上申書（様式第13号）により、その旨を上申する。」と規定している。

この点、資料の歴史的価値等についての判断を検察庁の長のみ委ねた場合、調査研究の重要な参考資料を適切に捕捉できない可能性がある。

そこで、昭和62年12月14日付け法務省刑総第1019号（例規）「記録事務規程の運用について（依命通達）」は、「12 刑事参考記録の指定について（第17条）」において、「弁護士会、裁判所、学術研究者等から刑事参考記録としての保存に関する要望があったときは、刑事参考記録の指定上申に当たっては、当該要望を十分にしん酌するとともに、要望のあった記録について上申を行うときは、刑事参考記録等指定上申書に参考事項としてその旨を記載すること」としている。

同制度が適切に運用され、外部の専門家等が積極的に意見を述べることであれば、刑事参考記録等指定は適切になされるようになったと思われる。しかし、外部の者の意見を刑事参考記録の指定上申の際にしん酌する制度については従来、周知が十分になされていなかった。

本年2月12日、上川陽子前法務大臣は、法務大臣閣議後記者会見において、「刑事参考記録として指定されるべき事件が漏れなく指定されるように、刑事参考記録の指定に当たっての判断基準を具体的に設定する、研究者や弁護士の方々など、外部の方から刑事参考記録の指定の要望を受け付ける仕組みについて、改めてその周知を図る」と述べ、法務省は、現在、同制度についてウェブサイトに掲載するなどし、一定程度周知を図っている。

外部の者の意見を刑事参考記録の指定上申の際にしん酌する制度を周知し、活用することは、多様な専門的知見により漏れなく「歴史資料として重要な公文書」を刑事参考記録に指定することにつながるため、強く推進されるべきである。

### 3 特別処分記録についての規定と運用

外部の者が一定の事件の記録について刑事参考記録として指定することを求める場合、外部の者において、どのような事件の記録が保管ないし保存されているかを認識できることが前提となる。

保管期間を過ぎていない記録については、外部の者も容易にどの事件の記録が保管されているかを認識することができる。

ところが、保管期間を過ぎた記録について、外部の者は、そもそもどのような事件の記録が保存されているかを認識することは不可能に近い。

この点、記録事務規程第11条は、「保管検察官は、保管記録の保管期間が満了した場合において、特に必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の処分をすることができる。」と規定する（なお、第10条は、保管記録の廃棄についての規定である）。

この記録事務規程第11条により保存される記録が特別処分記録と称されるものである。刑事参考記録に指定されていないが、保管期間を過ぎて保存されている記録は、基本的にはこの特別処分記録ということになる。したがって、外部の者が保管期間の過ぎた記録について刑事参考記録に指定すべきという意見を述べるとすると、特別処分記録について意見を述べることになる。

この特別処分記録については、記録事務規程第11条に定める特別処分記録目録(様式8号)が作成されるものとされているが、これは公開されておらず、行政文書開示請求を行っても罪名や確定年などは非開示とされる扱いとなっている。

これでは、外部の者において、保管期間を過ぎた一定の事件の記録について、刑事参考記録として指定することを求めること自体が不可能に近いと言わなくてはならない。

特別処分記録の中には、戦前の治安維持法被告事件に関する記録など近現代史を掘り起こす上で貴重なものが多くあると思われる（例えば、新潟地方検察庁には、高田教会信者等が、天照大明神はアダムとイブの子孫であると述べたこと等により治安維持法で有罪等とされた高田教会事件の記録が特別処分記録として保存されている。これは遺族等の働き

で究明がなされたものであるが、そのようなことがないまま、死蔵されている記録も多くあると想像される。)。しかし、現在では外部の者がこれらの貴重な記録を刑事参考記録に指定することを求めること自体が困難である。

#### 4 特別処分記録リストの公表がなされるべきこと

上記のとおり、外部の者の意見を刑事参考記録の指定上申の際にしん酌する制度を積極的に運用することは、「歴史資料として重要な公文書」を幅広く刑事参考記録に指定させる上で極めて重要であり、そのためには外部の者が特別処分記録のリストを閲覧し、それを踏まえた意見を述べられることが必須である。

刑事参考記録に係る事件の罪名，確定年，刑名・刑期，著名事件等については事件名，保存庁を記載した刑事参考記録一覧は，2019年12月から法務省のウェブサイトで公表されるようになっている。そのことにより弊害が生じたということも報告されていないし，被告人氏名等を除外した特別処分記録リストの公表による支障も大きくないものと考えられる。

よって，当連合会は，法務省に対し，刑事参考記録一覧と同様に，特別処分記録のリストを公表することを要望する。

以上